

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年8月10日

【四半期会計期間】 第101期第1四半期(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

【会社名】 株式会社オーバル

【英訳名】 OVAL Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 谷本 淳

【本店の所在の場所】 東京都新宿区上落合三丁目10番8号

【電話番号】 (03)3360 - 5061

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員 管理部担当 浅沼良夫

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区上落合三丁目10番8号

【電話番号】 (03)3360 - 5061

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員 管理部担当 浅沼良夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第100期 第1四半期 連結累計期間	第101期 第1四半期 連結累計期間	第100期
会計期間	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2022年4月1日 至 2022年6月30日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
売上高 (千円)	2,400,488	2,584,595	11,144,674
経常利益又は経常損失() (千円)	1,039	6,731	469,616
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失() (千円)	4,852	12,329	286,040
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	113,396	137,904	567,936
純資産額 (千円)	13,126,888	13,581,719	13,514,432
総資産額 (千円)	22,471,585	21,519,703	21,685,943
1株当たり当期純利益又は1株当たり四半期純損失() (円)	0.22	0.55	12.77
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	56.8	61.3	60.6

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当企業グループ(当社および当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当企業グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響につきましては、前事業年度の有価証券報告書の記載より重要な変更はありません。

(1) 財政状態および経営成績の状況

財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ166百万円減少し、21,519百万円となりました。流動資産は前連結会計年度末に比べ123百万円減少し、10,622百万円となりました。これは主に、棚卸資産が401百万円増加しましたが、現金及び預金が278百万円、受取手形、売掛金及び契約資産が236百万円それぞれ減少したことによるものであります。固定資産は前連結会計年度末に比べ42百万円減少し、10,896百万円となりました。これは主に、繰延税金資産が41百万円増加しましたが、建設仮勘定が36百万円、ソフトウェア仮勘定が17百万円、投資有価証券が21百万円それぞれ減少したことによるものであります。

当第1四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ233百万円減少し、7,937百万円となりました。流動負債は前連結会計年度末に比べ72百万円減少し、3,703百万円となりました。これは主に、未払費用が418百万円増加しましたが、賞与引当金が219百万円、未払金が287百万円それぞれ減少したことによるものであります。固定負債は前連結会計年度末に比べ161百万円減少し、4,234百万円となりました。これは主に、長期借入金が125百万円、退職給付に係る負債が24百万円それぞれ減少したことによるものであります。

当第1四半期連結会計期間末における純資産の合計は、前連結会計年度末に比べ67百万円増加し、13,581百万円となりました。これは主に、利益剰余金が79百万円減少しましたが、為替換算調整勘定が125百万円、非支配株主持分が16百万円それぞれ増加したことによるものであります。

経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間における世界経済は、新型コロナウイルス感染症対策と経済活動の両立が進む一方、資源価格などの高騰によるインフレ圧力の強まりや部材の供給不足などに加えてウクライナ情勢の緊迫化とロシアへの経済制裁の強化がサプライチェーンに影響を与えています。一方、わが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限は解除されたものの、急激な円安や物価上昇などにより景気回復のペースは鈍いものとなり、更には当第1四半期連結累計期間末にかけて新型コロナウイルス感染症第7波も押し寄せており、先行き不透明な状況が続いております。

このような経営環境のもと、当企業グループは、「中期経営計画『Imagination 2025』」において、経営理念“確かな計測技術で、新たな価値を創造し、豊かな社会の実現に貢献します。”に基づき、企業活動を通じて、これまで培ってきた技術をより一層深化させることにより、持続的な社会の実現に貢献する商品およびサービスを提供し、アジアNo.1のセンシング・ソリューション・カンパニーを目指し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。具体的には、事業環境の変化を的確に捉え、『既存事業の変革』と社会の課題を解決するための『イノベーション』を実現し、企業価値を高める戦略である「成長戦略」と現在の経営基盤の見直しや改善と、時代の変化に即した新しい組織・運用の導入により、強靱で社会から信頼される経営基盤を構築する戦略である「経営基盤強化戦略」を二本の柱としております。当第1四半期連結累計期間では、「成長戦略」として、業界初となる「耐圧防爆形」ミスター省エネ（*）対応無線通信ユニットを販売開始しました。本製品は防爆構造を必要とする危険場所において、汎用的な耐圧防爆機器との組み合わせにより、無線通信による現場データの収集を実現するものであります。また、「経営基盤強化戦略」として、マーケティングオートメーションの導入と活用に取り組んでまいりました。

なお、当企業グループでは、行動制限の解除後も、在宅勤務、オンライン会議などを実施し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めつつ、受注の確保に向けた営業活動を行っております。また、財務安定性を確保するため、不要不急の投資抑制、生産コストダウン、経費削減の徹底ならびに運転資金の確保に取り組んでおります。

その結果、受注高は3,003百万円（前年同四半期比0.8%増）、売上高は2,584百万円（同7.7%増）となりました。利益面につきましては、売上高は前年同四半期を上回ったものの、原材料費の高騰により、売上原価率が0.5ポイント増加したことにより、営業損失は35百万円（前年同四半期は営業損失29百万円）となりました。経常利益につきましては、為替差益などの影響で6百万円（前年同四半期は経常損失1百万円）と前年同四半期よりも僅かに改善しました。親会社株主に帰属する四半期純損失は12百万円（前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失4百万円）と前年同四半期を下回る結果となりました。

（*）ミスター省エネはセイコーインスツル株式会社の登録商標です。

事業部門別の業績は、以下のとおりであります。

（センサ部門）

受注高は、国内は化学関連業界向けが伸び、また半導体関連業界向けが堅調だったこと、海外は中国、韓国において、電気自動車用をはじめとする電池関連業界向けが好調だったことなどにより2,127百万円（前年同四半期比8.0%増）となりました。

売上高も受注高同様に、化学関連業界向けと半導体関連業界向けが堅調だったこと、海外も中国、韓国において電池関連業界向けが好調だったことなどにより1,887百万円（同15.2%増）となりました。

（システム部門）

受注高、売上高共に、海外システム案件が前年同四半期からは回復したものの、引き続き低迷していること、国内は出荷が第2四半期連結会計期間以降となる案件もあり、前年同四半期より大きく低迷し、受注高は367百万円（同26.7%減）、売上高は208百万円（同28.2%減）となりました。

（サービス部門）

主要顧客の石油関連業界は、業界再編、脱炭素社会に向けたエネルギーの置換などにより市場環境は厳しい状況が続いているなかで、保全計画サポートサービスなど地道できめの細かいメンテナンス活動や他社商品のメンテナンス事業に注力してまいりました。その結果、受注高は508百万円（同0.1%減）と前年同四半期並みを維持しましたが、売上高は488百万円（同3.7%増）と前年同四半期を若干上回る結果となりました。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当企業グループの経営方針・経営戦略等に重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上および財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当企業グループが優先的に対処すべき事業上および財務上の課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(4) 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、Anton Paar GmbH(以下「Anton Paar」といいます。)による議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為が行われていると合理的に判断できることも踏まえ、Anton Paarによる当社株券等を対象とする大規模買付行為等が継続している状況下において他の当事者による大規模買付行為等が企図されるに至る場合も想定し、これらの大規模買付行為等が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響をおよぼし得るかについて、株主の皆様が適切にご判断を下すための情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が大規模買付行為等または当社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行なうことができるよう、かかる大規模買付行為等については、当社取締役会の定める一定のに基づいてなされることが、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資するとの結論に至り、2022年7月20日、当社取締役会において、基本方針(会社法施行規則第118条第3号)を決定し、さらに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号口(2))として、Anton Paarによる当社株券等を対象とする大規模買付行為等およびAnton Paarによる当社株券等を対象とする大規模買付行為等が継続している状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大規模買付行為等への対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を導入することを決議いたしました。

会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、大規模買付行為等が行なわれる場合、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益におよぼす影響を、株主の皆様適切にご判断いただくことは困難です。また、大規模買付行為等の中には、経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることを目的としたもの、当社の資産を大規模買付者の債務の弁済等に充てることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの(いわゆるグリーンメイラー)、当社の所有する高額資産等を売却処分させる等して、一時的な高配当を実現することを目的としたもの、当社のステークホルダーとの良好な関係を毀損し、当社の中長期的な企業価値を損なう可能性があるもの、当社の株主や当社取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないものや、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等、当社が維持・向上させてまいりました当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を毀損するものがあることは否定できません。

かかる認識の下、当社は、()大規模買付者に株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させること、さらに()大規模買付者の提案が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益におよぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様にご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては()当社取締役会が大規模買付行為等または当社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行なうこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様にご提示することが、当社取締役会の責務であると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付者に対しては、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益が最大化されることを確保するため、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように要求するほか、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、金融商品取引法、会社法その他の法令および定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じてまいります。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本的な考え方は以上のとおりであります。当社取締役会といたしましては、大規模買付者が大規模買付行為等を実行するに際しては、最終的には、当該大規模買付行為等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要な時間と情報とが株主の皆様に対して事前に十分提供された上で、当社の株主の皆様が、当該大規模買付行為等を実行することに同意されることが条件となるべきものと考えております。かかる観点から、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、当社の株主の皆様によるこのような検討および判断の場として、株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を開催することといたします。そして、株主意思確認総会において、株主の皆様が、当該大規模買付行為等に賛同する意思を表明され

た場合には（当該意思是、当該大規模買付行為等が行われた場合に当社が所定の対抗措置を講じることについての承認議案が、株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成によって可決されるか否かを通じて表明されるものとさせていただきます。）、「当社取締役会」といたしましては、当該大規模買付行為等が、株主意思確認総会において開示された条件および内容等に従って行われる限り、それを実質的に阻止するための行為を行いません。

従って、本対応方針に基づく対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て）は、(a)株主意思確認総会による承認が得られた場合であって、かつ、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない場合、または、(b)大規模買付者が本対応方針に定められた手続を遵守せず、大規模買付行為等（当社株券等の追加取得を含みます。）を実行しようとする場合にのみ、独立委員会による勧告を最大限尊重して発動されます。

基本方針の実現に資する特別な取組み

() 当社の企業価値および株主の皆様共同の利益向上に向けた取組み

(ア) 経営方針

当社は、経営理念「確かな計測技術で、新たな価値を創造し、豊かな社会の実現に貢献します。」のもと、流体計測制御という事業を通じて技術・製品・サービスに様々な創造性を付加し、多様化する社会が求める新しい価値を生み出して世の中に貢献する社会的存在であり、同時に株主様やお客様の信頼と高い評価を実現することを経営の基本方針としております。

(イ) 経営方針を具現化するための中期経営計画

当社は、2022年3月15日に公表した「中期経営計画『Imagination 2025』」において、経営理念“確かな計測技術で、新たな価値を創造し、豊かな社会の実現に貢献します。”に基づき、当社企業グループの企業活動を通じて、これまで培ってきた技術をより一層深化させることにより、持続的な社会の実現に貢献する商品およびサービスを提供し、アジアNo.1のセンシング・ソリューション・カンパニーを目指し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。具体的には、「成長戦略」と「経営基盤強化戦略」を二本の柱とし、「成長戦略」は、事業環境の変化を的確に捉え、『既存事業の変革』と社会の課題を解決するための『イノベーション』を実現し、企業価値を高める戦略として、センサ事業成長戦略、サービス事業成長戦略、システム事業成長戦略、新事業創出戦略の4つの戦略を策定しております。一方「経営基盤強化戦略」は、現在の経営基盤の見直しや改善と、時代の変化に即した新しい組織・運用の導入により、強靱で社会から信頼される経営基盤を構築する戦略として、製造BCL（ベスト コスト ロケーション）戦略、人事財務強化戦略、DX推進戦略、サステナビリティ推進戦略基本戦略の4つの戦略を策定し、取り組んでおります。

() コーポレートガバナンスの強化

当社は、コーポレートガバナンスを一層強化すべく、以下のような具体的取組みを実施しております。

(企業統治の体制)

当社は、コーポレートガバナンス・コードが、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための自律的な経営体制の構築に必要な重要な指針であると認識しており、コーポレートガバナンス・コードの基本原則である、1.株主の権利の最大限の尊重と株主平等の確保、2.株主以外のステークホルダーにも配慮した適切な協働体制の構築、3.適時適切な情報開示と透明性の維持、4.取締役会の最適かつ迅速な意思決定と監督機能の強化、5.株主との積極的な対話、の5つの基本原則とそれに基づく全78原則を、誠実に遵守できるよう取り組んでおります。

具体的には、当社は、監査等委員会設置会社制度を採用しております。監査等委員である取締役が取締役会において議決権を持つことで、取締役会における監視・監督の強化を図り、また、独立社外取締役3名（うち常勤社外取締役1名）で構成される監査等委員会による監査の実効性を確保するために、監査等委員会に事務局としてスタッフを配置しております。また、執行役員制度を採用し、業務執行の迅速性を確保しております。さらに、取締役の選解任および報酬等の内容および決定プロセスに関する客観性や透明性を確保することを目的として、当社は2022年6月28日に独立社外取締役を過半数とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。

(監査等委員会監査および内部監査)

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成され、監査等委員である社外取締役3名全員は、独立役員であります。社外取締役3名は、それぞれの豊富な経験と専門性に基づき、取締役会で忌憚のない意見を述べ、独立した立場で経営の意思決定に参加しております。また、社外取締役3名のうち1名は金融機関での豊かな営業経験と金融に関する深い造詣および財務会計に関する相当程度の知見を有する者であります。監査等委員会の監査の実効性を確保するために、社外取締役1名を常勤の監査等委員とし、監査等委員会に補助スタッフとして事務局を設け、これまで以上に監査室との連携体制を強化しております。監査室における監査結果については、取締役や監査等委員会に適宜報告がされております。

当社における内部監査は、3名で構成される監査室にて実施し、業務活動全般に関する監視と改善に向けた活動を、監査等委員会監査、会計監査人監査と連携しながら行っております。また、主要な会議、委員会には監査等委員および監査室の担当者が出席してモニタリングをするとともに、必要な情報収集を行っております。なお、法律上の判断を必要とする場合には顧問弁護士に適時アドバイスを受けております。監査等委員は、取締役会および主要な会議等へ出席し、各事業部門へのヒアリング等を通じた経営状況の把握、取締役・執行役員の経営判断および業務執行について適法性の観点から厳正な監査を行っております。また、会計監査人との定期会合は年4回開催され監査計画の概要、監査実施状況を相互に確認するとともに、会計監査人の監査日には適宜情報交換を行っております。

(その他)

上記の他、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレートガバナンスの強化に鋭意取り組んでおります。当社のコーポレートガバナンス体制の詳細につきましては、当社コーポレート・ガバナンス報告書(2022年7月1日)をご参照下さい。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本対応方針の概要は以下のとおりです。

() 本対応方針に係る手続

当社としては、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そのため、株主意思確認総会により承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が撤回されない場合には、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図るため、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

また、本対応方針は、株主の皆様によるご判断の前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するように求め、かかる情報に基づき株主の皆様が、当該大規模買付行為等がなされることの是非を熟慮されるために要する時間を確保し、その上で、株主意思確認総会を通じて、当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認することを目的としておりますので、万一、かかる趣旨が達成されない場合、即ち、大規模買付者が、本対応方針に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等(当社株券等の追加取得を含みます。)を実行しようとする場合にも、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

() 独立委員会の設置

当社は、本対応方針の運用に関して、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規程に基づき、独立委員会を設置しております。独立委員会は、当社取締役会に対し、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について勧告するものとします。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非等について判断します。

なお、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会および独立委員会から独立した外部専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等)の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際して要した費用は、合理的な範囲で全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、独立委員に事故あるとき、あるいは、その他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

() 対抗措置としての新株予約権の無償割当ての利用

上記()で述べた対抗措置が発動される場合においては、当社は、非適格者による権利行使は認められない旨の差別的行使条件等および非適格者以外の株主が所有する新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、非適格者が所有する新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、新株予約権の無償割当ての方法（会社法第277条以下）により、当社の全ての株主の皆様に対して割り当てることとなります。

() 当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、当社による本新株予約権の取得と引換えに、非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付される場合には、非適格者の有する当社株式の割合は、一定程度希釈化されることとなります。

本対応方針は2022年7月20日から効力が生じるものとしておりましたが、その有効期間は、原則として、2023年開催の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時までです。

なお、本対応方針の詳細については、以下の当社ウェブサイトに記載しております2022年7月20日付けの当社プレスリリース「Anton Paar GmbHによる当社の株券等を対象とする大規模買付行為等が行われていることに基づく当社の会社支配に関する基本方針及び当社の株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

《当社ウェブサイト》URL: https://www.oval.co.jp/fwp/wp-content/uploads/2022/07/baisyuboue_i_20220720.pdf

上記 および の取組みに対する取締役会の判断およびその理由

上記 の本対応方針については、大規模買付行為等がなされるに際して、当該大規模買付行為等が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を妨げるものであるか否かを、当社の株主の皆様が事前に十分な情報に基づいてご判断されることを可能にすることにより、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図ることを目的とするものであることから、上記 の基本方針に沿ったものです。また、本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、経済産業省企業価値研究会2008年6月30日付け報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容、ならびに、東京証券取引所の定める平時の買収防衛策に関する、買収防衛策の導入に係る規則および同取引所が有価証券上場規程の改正により導入し、2015年6月1日より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日の改訂後のもの）の「原則1 - 5. いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえて策定されており、これらの指針等に定められる要件のうち、有事の対応方針にも妥当するものについては、本対応方針においても充足されております。また、株主の皆様を意思を反映させるという観点から、大規模買付者が本対応方針に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会における株主の皆様を意思に基づいてのみ対抗措置の発動の有無が決定されることとしております。加えて、本対応方針の必要性および相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について、当社の独立社外取締役3名から成る独立委員会の勧告を受けるとし、当社取締役会は、その判断の公正性を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の意見を最大限尊重するものとしていること、デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと等により当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資するよう、本対応方針の透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

従いまして、当社取締役会は、本対応方針が株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は113百万円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2022年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2022年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	26,180,000	26,180,000	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は 100株であります。
計	26,180,000	26,180,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年6月30日		26,180		2,200,000		550,000

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができませんので、直前の基準日である2022年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

2022年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,775,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,393,200	223,932	
単元未満株式	普通株式 10,900		
発行済株式総数	26,180,000		
総株主の議決権		223,932	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式91株が含まれております。

【自己株式等】

2022年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社オーバル	東京都新宿区上落合 三丁目10番8号	3,775,900	-	3,775,900	14.42
計		3,775,900	-	3,775,900	14.42

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）および第1四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、Mooreみらい監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けているMoore至誠監査法人は、2022年7月1日にきさらぎ監査法人と合併し、Mooreみらい監査法人となりました。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2022年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,458,457	3,180,355
受取手形、売掛金及び契約資産	3,410,429	3,173,798
電子記録債権	801,238	717,058
商品及び製品	764,107	880,036
仕掛品	574,203	749,517
原材料及び貯蔵品	1,541,561	1,651,692
その他	207,428	284,572
貸倒引当金	10,828	14,207
流動資産合計	10,746,597	10,622,823
固定資産		
有形固定資産		
土地	5,755,476	5,755,890
その他(純額)	3,079,416	3,035,219
有形固定資産合計	8,834,892	8,791,109
無形固定資産		
のれん	420,951	405,917
その他	301,150	275,839
無形固定資産合計	722,102	681,757
投資その他の資産		
その他	1,396,001	1,437,663
貸倒引当金	13,650	13,650
投資その他の資産合計	1,382,351	1,424,013
固定資産合計	10,939,346	10,896,880
資産合計	21,685,943	21,519,703

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2022年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	658,312	840,355
短期借入金	1,296,611	1,316,417
未払法人税等	187,375	81,325
賞与引当金	520,151	301,070
その他	1,113,633	1,164,524
流動負債合計	3,776,083	3,703,692
固定負債		
長期借入金	1,077,621	952,468
再評価に係る繰延税金負債	1,513,700	1,513,700
役員退職慰労引当金	10,535	11,117
環境対策引当金	5,465	5,465
製品回収関連損失引当金	2,882	2,882
退職給付に係る負債	1,624,349	1,599,500
資産除去債務	23,866	23,876
その他	137,005	125,280
固定負債合計	4,395,426	4,234,292
負債合計	8,171,510	7,937,984
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,200,000	2,200,000
資本剰余金	2,137,129	2,137,129
利益剰余金	5,464,796	5,385,254
自己株式	402,987	402,987
株主資本合計	9,398,938	9,319,397
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	41,555	38,574
土地再評価差額金	3,386,928	3,386,928
為替換算調整勘定	416,506	541,575
退職給付に係る調整累計額	97,952	89,421
その他の包括利益累計額合計	3,747,037	3,877,656
非支配株主持分	368,456	384,664
純資産合計	13,514,432	13,581,719
負債純資産合計	21,685,943	21,519,703

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2022年4月1日 至2022年6月30日)
売上高	2,400,488	2,584,595
売上原価	1,498,840	1,625,498
売上総利益	901,647	959,096
販売費及び一般管理費	931,458	994,172
営業損失()	29,811	35,075
営業外収益		
受取利息	2,119	3,184
受取配当金	3,216	2,264
持分法による投資利益	7,533	-
受取賃貸料	19,226	19,387
為替差益	-	31,026
その他	26,735	7,463
営業外収益合計	58,831	63,326
営業外費用		
支払利息	6,031	4,705
賃貸収入原価	21,775	10,107
為替差損	2,184	-
持分法による投資損失	-	6,682
その他	67	22
営業外費用合計	30,059	21,519
経常利益又は経常損失()	1,039	6,731
特別利益		
投資有価証券売却益	12,040	4,850
事業譲渡益	1 40,000	-
特別利益合計	52,040	4,850
特別損失		
有形固定資産除却損	29,512	16
特別損失合計	29,512	16
税金等調整前四半期純利益	21,489	11,565
法人税、住民税及び事業税	79,056	60,715
法人税等調整額	52,465	39,550
法人税等合計	26,591	21,165
四半期純損失()	5,102	9,599
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失()	250	2,729
親会社株主に帰属する四半期純損失()	4,852	12,329

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
四半期純損失()	5,102	9,599
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	11,645	2,980
為替換算調整勘定	120,848	141,986
退職給付に係る調整額	9,131	8,531
持分法適用会社に対する持分相当額	163	33
その他の包括利益合計	118,498	147,504
四半期包括利益	113,396	137,904
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	99,578	118,290
非支配株主に係る四半期包括利益	13,817	19,614

【注記事項】

(追加情報)

当第1四半期連結累計期間
(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

(新型コロナウイルス感染症の影響に係る会計上の見積り)

前連結会計年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

OVAL ASIA PACIFIC PTE. LTD.等は契約履行保証を行っております。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当第1四半期 連結会計期間 (2022年6月30日)
JGC Holdings Corporation	11,045千円	11,615千円
Mitsubishi Heavy Industries Asia Pacific Pte.Ltd.	6,846 "	7,645 "
CPP-CPPB-CPECC JOINT VENTURE	- "	5,467 "
China Petrochemical International(NINGBO)Co., Ltd.	5,672 "	6,334 "
合計	23,564 "	31,062 "

(四半期連結損益計算書関係)

1 事業譲渡益

前第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

連結子会社が損害保険会社・生命保険会社との間で締結している代理店委託契約に基づく保険募集事業の譲渡に係るものであります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む)およびのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
減価償却費	124,265千円	127,094千円
のれんの償却額	15,033千円	15,033千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	67,212	3.00	2021年3月31日	2021年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	67,212	3.00	2022年3月31日	2022年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当企業グループは、計測機器等の製造・販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

(単位:千円)

	事業部門			合計
	センサ	システム	サービス	
出荷元の国別				
日本	1,282,183	279,177	461,085	2,022,446
中国	95,266	-	2,887	98,153
台湾	35,869	-	64	35,933
韓国	154,888	-	2,751	157,640
シンガポール	22,899	11,485	4,313	38,698
マレーシア	32,780	-	-	32,780
アメリカ合衆国	14,835	-	-	14,835
顧客との契約から生じる収益	1,638,722	290,662	471,102	2,400,488
外部顧客への売上高	1,638,722	290,662	471,102	2,400,488
収益認識の時期別				
一時点で移転される財およびサービス	1,638,722	286,964	471,102	2,396,789
一定の期間にわたり移転される財およびサービス	-	3,698	-	3,698
顧客との契約から生じる収益	1,638,722	290,662	471,102	2,400,488
外部顧客への売上高	1,638,722	290,662	471,102	2,400,488

当第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

(単位:千円)

	事業部門			合計
	センサ	システム	サービス	
出荷元の国別				
日本	1,366,646	186,513	483,310	2,036,470
中国	160,430	-	2,249	162,679
台湾	46,273	-	187	46,460
韓国	187,886	-	737	188,624
シンガポール	75,646	22,063	2,202	99,913
マレーシア	32,008	-	-	32,008
アメリカ合衆国	18,438	-	-	18,438
顧客との契約から生じる収益	1,887,330	208,576	488,687	2,584,595
外部顧客への売上高	1,887,330	208,576	488,687	2,584,595
収益認識の時期別				
一時点で移転される財およびサービス	1,887,330	186,513	488,687	2,562,531
一定の期間にわたり移転される財およびサービス	-	22,063	-	22,063
顧客との契約から生じる収益	1,887,330	208,576	488,687	2,584,595
外部顧客への売上高	1,887,330	208,576	488,687	2,584,595

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失および算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
1株当たり四半期純損失()	0円22銭	0円55銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失()(千円)	4,852	12,329
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失() (千円)	4,852	12,329
普通株式の期中平均株式数(千株)	22,404	22,404

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

特記事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年 8月10日

株式会社オーバル
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅井清澄

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森脇淳

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オーバルの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オーバル及び連結子会社の2022年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥

当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。